

広島県告示第八百二号

次の医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、令和七年四月一日から、救急医療機関として認定した。

令和七年九月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	効力を有する期限	備 考
県立二葉の里病院	広島市東区二葉の里三丁目一番三六号	令和一〇年三月三十一日	新規